

<研修会考察>

開催日：2012年11月5日

題目：基礎から学ぶ中国特許審査対応実務

講師：弁理士 河野 英仁 氏

考察：

この研修会は、主に、中国の特許審査対応実務に関するものでした。日本の実務者が中国の実務者に指示を出すとき、日本の実務者が中国の実務感覚を理解していないと、中国の実務者が的を射ない審査対応をしてしまい、期待していた結果が得られないことが多いとのことでした。これは、主に①発明の定義および②サポート要件に対する認識の違いから生じているようです。特に数値限定の発明に関するサポート要件に関しては、日本と比べるとかなり厳しいものになっていると感じました。したがって、日本でも以前からよく言われていることですが、数値範囲の上下限付近のデータを充実させることをお勧めいたします。あと、上限または下限しか規定していない場合も問題になるようなので、中国出願をされる際には形式的にでも上限と下限の両方を規定してください。あと、相変わらず、新規事項の追加に関しては、非常に厳格に判断されますので、発明の主要部分に関しては、可能であれば、数通りの表現をご用意される等の対策が必要かと思えます。